

# 第201回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 令和5年10月25日(水)  
午前10時00分～10時45分  
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

## 第201回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和5年10月25日(水) 午前10時00分～10時45分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、今泉 芳雄、齋藤 利志子、  
石関 正典、内田 満夫、藤巻 浩之(代理 八木 昭稔)、  
信夫 隆生(代理 野田 和史)、茂原 荘一、本郷高明、大林 裕子、  
亀山 貴史、須永 聡
- 4 欠席委員 青木 貴俊
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 剣持課長、長岡次長、丸山次長
- 6 議案  
  
第1号議案 太田都市計画区域区分の変更(東金井工業団地南地区ほか2地区の  
決定)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第201回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝剣持課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第201回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の剣持でございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で14名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思っております。

続きまして、委員の異動報告を行います。

(長岡次長)

私は群馬県都市計画課次長の長岡でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の群審報第124号をご覧ください。

群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に定める学識経験のある委員の異動報告をさせていただきます。

農業分野の群馬県農業会議会長の萩原 清己（はぎわら・きよみ）様が退任され、新たに群馬県農業会議副会長の今泉 芳雄（いまいずみ・よしお）様が就任されました。

次に、群馬県都市計画審議会条例第二条第一項第二号に定める関係行政機関の職員として、関東地方整備局長の廣瀬 昌由（ひろせ・まさよし）様が退任され、藤巻 浩之（ふじまき・ひろゆき）様が就任されました。以上でございます。

(剣持課長)

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

皆様おはようございます。お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。それでは議事に従って進めて参りたいと思っております。

議案の説明の方は事務局から説明させていただきますのでご了承ください。

今回議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は今泉委員と石関委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(長岡次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今の御説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者1名、一般傍聴者1名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(長岡次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が1名、一般傍聴者が1名です。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いいたします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただくことがございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第1号議案「太田都市計画区域区分の変更（東金井工業団地南地区ほか2地区の決定）について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(都市計画課・丸山次長)

第1号議案「太田都市計画区域区分の変更（東金井工業団地南ほか2地区）の決定について」ご説明いたします。

お手元の議案書1ページと併せて、添付図面の図-1、又はスクリーンをご覧ください。

第1号議案は、市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものです。

市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「すでに市街地を形成している区域で、市街化区域に編入することで引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることができる区域」と「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類があります。

本議案は、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、民間事業者による工業用地造成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

それでは位置関係をご説明いたします。

スクリーンには太田都市計画区域の東部を総括図として示しております。

緑色の線が高速道路、図面でいうと上部、北関東自動車道が記載されております。

それから紫色の線が一般国道、青色の線が県管理の主要地方道を示しております。

また図面の中央には大田市役所を黒い丸で示しております。

今回区域区分を変更する箇所は、赤線で囲まれた3つの地区となります。

1番の東金井工業団地南地区及び2番の富若西地区は太田市北東部に位置しまして、既存の工業団地に隣接しており、北関東自動車道太田桐生インターチェンジ及び国道122号に隣接する地区です。

図面で言いますと中央上部やや右側に2つございます。

それから3番の新田東部工業団地西地区は、太田市中心部からやや西に位置し、既存の工業団地に隣接した、既存工場の拡張が計画されている地区で、主要地方道前橋館林線に近接しています。

図面で言いますと中央の左側に記載しています。

お手元の議案書2ページをご覧ください。

議案書の説明をさせていただきます。

「太田都市計画区域区分を次のように変更する」

「1、市街化区域及び市街化調整区域の区分」「計画図表示の通り」とありますが、こちらは後ほどご説明いたします。

「2、人口フレーム」ですが、今回の3地区につきましては、新たに整備する住居系の市街化区域への編入ではなく、工業用地としての市街化区域の拡大となるため、人口フレームに変更はありません。

議案書3ページをご覧ください。

変更理由につきましては、先ほどもご説明しましたが、民間事業者による工業用地造成が確実になったことから、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

なお、今回の3地区は、群馬県の都市計画区域マスタープラン及び太田市の都市計画マスタープランにおいて、「産業拠点」として位置付けられています。

それではそれぞれの変更区域についてご説明いたします。

1番の東金井工業団地南地区です。

お手元の添付図面の図-2、又はスクリーンの方をご覧ください。

変更する区域を示す計画図となっております。

赤線と黒の破線で囲まれた区域が、今回市街化区域に編入する約17.8ヘクタールの区域です。

東金井工業団地に隣接しており、主なアクセスは、西側の国道122号から市道を経由する形になります。

区域の東側には、休泊堀という水路があります。

本地区の用途地域については、工業の業務の利便の増進を図る地域として、工業専用地域とする予定となっております。

スクリーンをご覧ください。

土地利用計画についてご説明いたします。

赤線で囲まれた区域を今回市街化区域に編入する区域としてお示ししています。

オレンジ色の線は開発区域の境界を示しており、西側の整備済みの市道や、北側のオレンジ色の線で旗竿の形状となっている農業集落排水処理施設の敷地は、開発区域外となります。

本開発は、完成した自動車の保管などを行う施設とする計画となっております。開発区域内の薄いグレー色は、主に南側ですが駐車場、オレンジ色は立体駐車場や納車整備施設などの建築物、そして2ヶ所あります水色が地下式貯留槽、グレーの線が構内道路、緑色は緑地を示しています。

この地下式貯留槽は、開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものであり、貯留槽で調整した後は東側の休泊堀に放流します。

道路については、北側に接する市道を拡幅し、西側の国道122号から出入りしやすいようにするとともに、南側については外周道路として市道を整備する計画になっています。

なお、整備予定の貯留槽や道路については、整備を担保するため、地区計画の地区施設として位置づける予定です。

緑地については、開発許可基準に基づき、開発区域面積の3%以上で設置されます。

スクリーンをご覧ください。

主な搬出入経路についてご説明いたします。

搬入経路は水色の矢印、搬出経路は黄緑色の矢印で示しています。

完成車の搬入経路については、本地区の南側に自動車工場があり、その工場から国道122号を通り、東金井交差点を右折し、市道を経由して本地区にアクセスする計画です。

搬出経路は、黄緑色の矢印になっており、本地区から市道に出て、東金井交差点を右折し、国道122号を経由して、太田桐生インターチェンジで北関東自動車道に乗り、各地の港などに向かう計画です。

次に2番、富若西地区です。

お手元の添付図面の図-4、又はスクリーンをご覧ください。

変更する区域を示す計画図です。

赤線と黒の破線で囲まれた区域が、今回市街化区域に編入する約10.1ヘクタールの区域です。

太田桐生インターチェンジ周辺産業団地地区に隣接しており、主なアクセスは、国道122号から既存の産業団地内の市道を経由する形になります。区域の西側には、休泊堀という水路があります。本地区の用途地域については、工業の業務の利便の増進を図る地域として、工業専用地域とする予定となっております。

スクリーンをご覧ください。

土地利用計画についてご説明いたします。

赤線で囲まれた区域を今回市街化区域編入する区域を開発区域としてお示ししています。オレンジ色の線は開発区域の境界を示しており、西側の休泊堀を除き、開発区域となります。本開発は完成した自動車の保管を行う施設とする計画となっており、薄いグレーが駐車場、オレンジ色が立体駐車場などの建築物、緑色が緑地、水色が地下式貯留槽、ピンク色が鉄塔を示しています。

地下式貯留槽は、開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものであり、貯留槽で調整した後は、西側の休泊堀に放流いたします。

道路につきましては、西側の産業団地からの橋を含む道路を拡幅します。また、外周道路として市道を整備し、東の集落側には緑地を設けて、周辺住環境に配置する計画となっています。

なお、整備予定の貯留槽や道路については、その整備を担保するため、地区計画の地区施設として位置づける予定です。

緑地につきましても、開発許可基準に基づき開発区域面積の3%以上、設置されます。スクリーンをご覧ください。

主な搬出入経路についてご説明いたします。

搬入経路が水色、搬出経路は黄緑色の矢印で示しています。

完成車の搬入経路につきましては、本地区の南側の自動車工場から122号を通り、東金井交差点を右折し、一旦、東金井工業団地南地区に入り、納車整備施設で整備・点検した後、既存工業団地の市道を経由して本地区に搬入する計画です。

搬出経路は同じ経路で戻り、東金井交差点を右折し、国道122号を経由し、太田桐生インターチェンジで北関東自動車道に乗り、各地の港などに向かう計画です。

次に3番の新田東部工業団地西地区です。

添付図面の図-6、又はスクリーンをご覧ください。

変更する区域を示す計画図です。

赤線と黒の破線で囲まれた区域が、今回市街化区域に編入する約9ヘクタールの区域です。

新田東部工業団地の西側に隣接しており、アクセスは工業団地内の道路や北側の市道からとなります。区域の東側には市の排水路があります。

本地区の用途地域につきましては工業の業務の利便の増進を図る地域として、工業専用地域とする予定となっています。

スクリーンの方をご覧ください。

土地利用計画についてご説明いたします。

赤線で囲まれた区域を今回市街化区域に編入する区域、黄色の線で囲まれた区域を今回市街化区域に編入する区域と一体で開発する既存の市街化区域としてお示ししています。

この赤線と黄色の線で囲まれた区域が一つの開発区域であり、本開発は製造工場とする計画となっています。

塗りつぶしのオレンジ色は市街化編入区域内の工場などの建築物、ストライプのオレンジ色は既存の市街化区域内に建築する倉庫、グレーが駐車場、水色が地下式貯留槽、緑色が緑地を示しています。

地下式貯留槽は開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものであり、貯留槽で調整した後は東側の市の排水路に放流します。

道路につきましては開発区域の南東部の市道を拡幅する計画になっています。

なお、整備予定の貯留槽や道路につきましては、その整備を担保するため、地区計画の地区施設として位置づける予定です。

緑地については開発許可基準に基づき、開発区域面積の3%以上の設置が義務づけられています。

スクリーンをご覧ください。

主な搬出入経路について補足説明いたします。

搬入経路は水色の矢印、搬出経路は黄緑色の矢印でお示ししています。

搬入経路は主要地方道前橋館林線から、新田小金井町の交差点を曲がり、太田西部幹線を経由して工業団地周辺の市道から本地区にアクセスする計画です。搬出経路はその反対になります。

添付図面の図-8、又はスクリーンをご覧ください。

続きまして都市計画策定の経緯です。

今回の第1号議案は、太田市の3地区の変更を行おうとするものですが、当初は大泉町1地区も併せて変更を行うこととして、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。

大泉町1地区に対して公述の申し出があり、公聴会は開催しておりますが、太田市3地区に対しては公述の申し出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した太田市3地区、大泉町1地区の都市計画案につきまして、令和5年8月18日から9月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、大泉町1地区に対しては意見書の提出がありましたが、太田市3地区に対しては意見書の提出はありませんでした。

その後、大泉町1地区につきましては、営農継続を希望する一部の地権者や耕作者から、開発事業に対する同意を得られていないことから、大泉町から県に対し、当該地区の都市計画変更し手続きを延期するよう申出がありました。

そのため、太田市3地区のみを対象とする都市計画の案に見直しまして、令和5年10月6日から20日までの間、再度、縦覧に供しました。

その結果、1度目の縦覧と同じく、意見書の提出はありませんでした。

都市計画法第18条第1項の規定に基づく市町村の意見聴取につきましては、太田市から令和5年9月22日に、今回の太田市3地区の変更について、「異存ない」旨の回答をいただいております。

なお、大泉町1地区につきましては、現状開発事業に対する地権者の同意率は95.2%で、未同意者は残り4名となっています。

現在、大泉町が調整を進めているところであり、地権者や耕作者から同意が得られた後に、都市計画の変更手続きを再開するという予定です。

以上で第1号議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。



(小磯会長)

ただいま説明のありました第1号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

今回の事案は既存の農地を農地転用して、市街化区域に入れて用途地域を定める。既存の農地が優良農地か判断できませんけれども、例えば群馬県全体で農地をどれくらい確保するのか。或いは太田市で今後、農地をどれくらい確保するのかという点で考えたときに、こういうふうにし街化区域に農地転用をして、その目標には抵触しないのかという点。

そして工業用地に変えていくことについて、何ら支障がないのかという確証が得られない。例えば都計審で案に出てきたから、これは市街化区域に編入して需要がある工業用地に変える。それが妥当なものであるかどうかということはこの審議会で諮る必要がある。

もう一つは、農地転用をして工業用地にするということで、例えば太田市或いは県全体で工業用地の需要予測をしているのかどうか。今後10年間20年間かけて、そういう需要予測が立っていて、用地を確保する必要があるから確保するというような、全県全体或いは太田市で考えている。優良な農地の減少に影響がないのか確証があって、ようやく市街化区域に編入ができます。そういう用途地域に変えていく。そういう一連の確証が得られているのかどうかということを確認したいと思います。

(小磯会長)

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

ご質問にお答えいたします。

1点目の農地を確保する目標のお話ですが、市街化区域編入にあたっては、都市計画部局だけではなく、国の農政部局も含めて調整をしています。

その中で、市町村ごとに策定されている農業振興地域整備計画の中で設定している将来的な農地の確保目標を下回らないかを確認し、太田市の目標達成に問題はないことを確認して、調整がなされているところです。

2点目については県全体の目標と工業用地の需要予測はなく、通常は各市町村単位で市町村に来る引き合いの状況を積み上げながら、確認をしています。

ただ、今回の3地区については来るかもわからない需要ということではなくて、基本的に今ある工場の拡張や進出企業が決まっているものに対して、必要最低限の範囲で市街化区域に編入するというものです。

それ以外の場合は、市町村ごとで把握している需要や引き合いをもとに、市街化編入を考慮することになると思います。以上です。

(小林委員)

ありがとうございました。

今のようなエビデンスに当たるような話というのは、太田市の資料の2ページのように太田都市計画区域区分、農地転用を行うような状況があって、それで都市計画区域の変更がある。こういうふうに農地が変わるといふ時には、資料の中に入れておいていただくと、今私が言ったような質問は今後ないと思います。

ぜひ、資料の中に加えていただきたいなと思います。

もう1点よろしいですか。

今回の地区が工業専用地域になると、隣接する工業地域と合わせると、自然浸透を伴わなくなる。周辺に田んぼがあれば自然浸透を伴うのですけれども、表土がすべて浸透しないもので覆われてしまうと、結構な雨水が発生します。

そういった状況の時に今皆さんご存知のように、自然災害っていいですかね。要するに我々の、予想をはるかに裏切るような形で、いろんなことが起きています。

防水、防災っていうことを考えると、例えば、現段階での雨水流量の計算とかが、多分合わないような形になってきているのではないかと。今回指定されたところでは基準を満たしているかもしれませんが、隣接する工業地域が、すでに地下式の雨水貯留施設があるならば、それは構わないのですけれども、今の基準に沿って、隣接するところ合わせると相当な面積の不透水の雨水が流れていて、それを貯めて隣接する水路あるいは河川などに流す時に、今の状況で果たして大丈夫なのかという心配があります。

具体的に土地利用を進めていくときに、市で指導しなきゃいけないのは、例えば宅地造成のときの地盤高のあり方、それから地下式の貯留施設の容量はこれで妥当なものなのかということ、要するに注意深く、指導していくということが大事だと思います。この話については都計審で議論する話ではないのですけれども、付帯意見としてぜひ、太田市の都市計画課にお話をいただきたいなと思っております。以上です。

(議長)

はい。ありがとうございます。この点についてコメントありますか。

(事務局)

今のはご要望ということですか。

(小林委員)

付帯意見としても今後ね、指導していくときにはそういうこと。

(事務局)

はい。わかりました。太田市の方にも伝えまして、情報共有したいと思います。

(小林委員)

はい。特にハザードマップで見ると、資料で見ると、多分水かぶるところですよ。余計慎重に。

(小磯会長)

他に。

ご質問或いはご意見は。はい、内田委員。

(内田委員)

地図の4ページの方、今まで農地だったところが工業専用地域となり、かなりその集落に隣接するような形で拡大しているように見受けられます。

それをもとに5ページを見ると、緑地が設定されてはいると思いますが、この位置になることによって、車の排ガスの問題とか、風の流れによっては直接集落に流れていくのかな。ちょっと危惧しております、境目の拡大がわかればどれぐらいこの住宅地と接しているか、見せていただくことは可能ですか。緑地がない部分はそのまま隣が集落ということでしょうか。集落は近くにはございますか。

(事務局)

はい

(内田委員)

確かにこの意見はないということで、進められることになるでしょうけれども、できてみて、思ったよりも広い感覚だという、そういう印象も持たれるかと思います。例えば、緑地を拡大させる話は可能ですか。

(事務局)

住宅地に隣接していて、夜も稼働するような工場などについては、緑地面積の基準よりも緑地を多くとる場合もございます。今回の案件1と2の利用目的はモータープールであり、機械が稼働するようなものではなく、基本的には車を止めておくスペースであり、通常の工場よりも、周辺からの離隔距離は十分確保されているので問題ないと考えています。

(内田委員)

ありがとうございます。

(小磯会長)

他はいかかでしょうか。はい。本郷委員。

(本郷委員)

まず小林委員からもありましたが、私、基本的に農地転用は好まない、農地は農地として残す。ただ、公共的な案件もあって、都市計画に則ってやるのであれば仕方ない。これは進めていかなきゃならないと思います。

ただ、決定してから工事が始まったときに、住民からこんなの聞いてないよって出てくることがある。決定されたけど聞いてないって、先祖代々持っている方が大反対をして進まないということがある。

ここまで進んでいた時に、もう意見公述申出もなく意見書もないということで進んでいけばいいけど、工事中にそういう意見が出たときに、ちゃんとしっかり説明会をもう一度やってもらいたい。それから丁寧に進めてもらいたいですけども、その点はどうか。

(事務局)

今回の変更は民間事業を担保にして、都市計画変更するものですが、地権者だけではなくて周辺の住民に対しても説明会を開催しております、その中でも反対意見はありませんでした。

民間事業ではありますが、太田市の都市計画として行うものであるので、事業着手後に地元から疑念の声が出た際は、太田市と事業者が一緒になって、説明会などで丁寧に説明していくことになるかと思えます。ご意見があったことは太田市の方にも、伝えたいと思います。

(本郷委員)

丁寧によろしくお願いします。

(小磯会長)

その他、ご意見、はい。

(亀山委員)

1件目2件目のモータープールの関連ですが、新規にモータープールで台数等計画を見ると相当数の生産台数ということになるかと思えますが、どこかほかのところのモータープールを廃止してこちらに移転するということなのか。全体的な生産台数が今後増えていくという見込みで、モータープールが足りてないということでの新設でしょうか。経済効果というところでいかがかなと思いました。

(事務局)

具体の計画等については、市の方は把握していると思えますが、進出する企業の事情や情報管理もあり、県は詳しくは聞いていないため、はっきり申し上げられないというのが正直なところでございます。

(亀山委員)

ありがとうございました。

(小磯会長)

他はいかがでしょう。はい。小林委員。

(小林委員)

よろしいですか。

工業専用地域になると、その後の土地利用ってかなり自由度が高いです。縛りが何でも

建てられるということで必要がなくなると、切り売りをしてはいかがわしいものが建てられたりという可能性が出てきます。国道122号線沿いなんかはそういう可能性が高い。

そのことに対して、もう決めてしまった後は何も手が及ばなくなることが予想されます。

そのことについて、太田市都市計画の方は今後、目を配っておく必要があると思う。

それともう一つは先ほど質問した方と関連しますけど、住宅地が異なる用途地域に隣接する場合があります。例えば第1種低層住宅のところに、横に工業系の規制がかかると、工業のところは何でも建てられるので、優良な住宅地に隣接するところにパチンコ屋でも飲食店でも建てられるという状況が出てきます。

例えば、この122号で需要がなくなったら、道路に隣接する土地なんて別の用途で使われる可能性が高くなってくる。そういう異なる土地利用が隣接する場合は、例えば緩衝緑地、農地があればいいんですけども、そういうケースでない場合、優先的にオープンスペース、緑地をその境界部に持っていき、解消的な緑地帯を設けるとか、そういうことを許可する側としては対する意見として、これから入れていった方がいいかなと思います。以上です。意見としてです。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。

今回の案件は工業専用地域を予定しています。もともと工業専用地域については厳しい用途規制がかかりますが、地区計画をかけることでカラオケボックス、神社・寺院、老人福祉センター、教習所、廃棄物処理施設と風俗施設などは制限します。今後、所有者が変わっても、制限はされることとなります。地区計画は同時に都市計画決定する予定であり、ご心配の点については問題ないと考えています。以上です。

(小林委員)

そういう地区計画を決定することが非常に重要だ。ありがとう。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、本事案につきましては原案の通り、決定するというところで特にご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議なしで認めまして、そのように決定いたします。

(小磯会長)

はい。では本日の議事は終了いたしました。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第のその他ということになりますけども事務局から何かございますか。

(剣持課長)

事務局から報告いたします。

次回、第202回の審議会の開催についてですが、通例通り、第3回後期定例県議会後、12月中旬頃の開催を予定しております。具体的には、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(小磯会長)

はい、ありがとうございます。

その他、何か皆様からお話等がございますか。

(特になし)

(小磯会長)

それでは特にないようですので、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん本当に熱心なご議論いただきましてありがとうございました。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。